

## 第1章 美しい芦屋をまもる・つくる・そだてる

---

### 1. 芦屋における「景観」とは

「景観」とは、視覚的に認識する地域のすがたであると同時に、「けしき」や「ながめ」とも表現されるように、地域の地形や風土における人々の生活や暮らしの文化が生み出している独特の地域環境のあり方を示すものでもあります。

#### (1) 「けしき」景観を生み出す関係性

目印になるような一本の木であっても、住宅地の街角に立っているのか、緑豊かな林の中に立つのか、その木が立っている場所の条件によって木の印象は異なり、「けしき」は異なるものとなります。「けしき」には、背景となる緑の山並み、川の流れ、道のかたち、庭木や生け垣、小さな店、そして家々などが相互に関係しあって、地域ごとに異なる特徴を見ることができます。こうした景観を構成する要素とその相互関係が場所ごとに異なることにより、美しい景観、落ち着いた景観、乱雑な景観、賑やかな景観が生まれます。

建築物はこうした構成要素のひとつであり、そのデザインは、場所ごとの関係性のなかで評価されます。ひとつの建築物だけを見ればよくデザインされているとしても、それが建つ場所の景観を特徴づける関係性に合わないと、町並みのまとまりを阻害することになります。通りに面して家々の緑が続いているところであれば、庭木や生け垣のデザインが重要となり、賑わいのある通りであれば、建築物の入口の構成や店の構えをよく考える必要があります。また、戸建て住宅と規模の異なる建物との関係性も場所ごとに異なります。計画を行う際には、建築物が「けしき」にどのような影響を及ぼすのか、それらの関係性をよく把握しなければなりません。

#### (2) 「ながめ」見られることの社会性

「ながめ」という言葉からわかるように、景観は見られる対象であることを意味しています。全ての建築物及び工作物は、景観の構成要素であり、見られる対象として社会的存在と言えます。良好な景観の形成には、「ながめ」への配慮が必要です。街角や通りの突き当たりなど視線の集まりやすい場所、川や大通りなどの視界の広がる場所では、見られることによる建築物の社会性が高まります。

道行く人々にとっての「ながめ」においては、町並みの連続性や家々の間口の大きさが生み出すリズムとの折り合い、圧迫感を避ける配慮、地域によって多様な通り空間の特徴を継承することなどが重要となります。「ながめ」が意味するところの建築物の社会性を意識することが、良好な景観を守り生み出していくことにつながるといえます。

#### (3) 美しい景観を実現するために

芦屋の美しい景観は、地形・風土のなかで人々の暮らしが生み出してきた「けしき」であり、長い時間「ながめ」として維持してきたものです。地域の暮らし方を無視す

るような異質な建物や、市場性や経済性のみを追求した規模やデザインの建築物が建つと、長い間地域の人々によって維持されてきた景観があつという間にこわれてしまうことがあります。良好な景観を特徴づける関係性や社会性が失われると、町並みは混乱していきます。建築物や工作物は、どのようなものであっても、景観に対して何らかの影響を及ぼすものです。特に大規模なものはよく考えて計画する必要があります。

土地や建築物は個人の財産であり、公園や街路、河川などは公共主体が管理するものですが、これらが相互に関係しあって自然条件と折り合いながら形成される美しい景観は、市民共有の財産です。市民共有の財産である美しい景観をまもりそだてていくためには、所有者の権利がそのまま全て認められるものではないことを認識する必要があります。市民共有の財産である美しい景観を「まもり・つくり・そだてる」ために、市・市民・事業者はともに考え、努力することが必要です。

## 2. 国際住宅都市・芦屋の風景

芦屋の景観は古くから自然と暮らしが折り合う風景として表現されてきました。寛政8年（西暦1796年）に刊行された撰津名所図会には、「打出浜」と「芦屋里」が掲載されていますが、そのどちらにも海辺の松林と六甲山が描かれており、芦屋川沿いの松林が海と山をつなぐ緑の軸となって表現されています。この芦屋の風景を特徴づける山の緑と海辺の広がり、そしてこの山と海をつなぐ芦屋川は、長い時間のなかで少しずつ姿を変えながらも、現在に至るまで継承されています。



明治時代末期に阪神電鉄本線が開通し、大阪と神戸への交通利便性が高まり、郊外住宅地として注目されるようになりました。また、大正時代に阪急神戸線の芦屋川停留所が設置され、山手地域の開発が進み、モダンな建築物が建てられ、高級住宅地のイメージが形成されていきました。

戦後は、「芦屋国際文化住宅都市建設法」に基づき、自立した住宅都市として、良質の生活環境を守り育てることに努めてきました。高度成長期には大阪都市圏の拡大にあわせて住宅需要が高まり、土地区画整理事業による宅地開発や駅前再開発、芦屋浜の埋立事業等により、多くの住宅が供給されました。しかしながら、無秩序な開発を許容するのではなく、昭和49年には緑地の保全や最低敷地面積を規定した「芦屋市宅地開発等指導要綱」と、建築基準法の日影規制に先駆けて相隣関係への配慮を規定した「芦屋市日照障害等の防止に関する指導要綱」を制定するほか、昭和53年には戸建住宅の事前協議を義務付けた「芦屋市住みよいまちづくりに関する指導要綱」を制定するなど、良好な都市環境の形成をめざしてきました。

その後、阪神淡路大震災により大きな被害を受けましたが、町並みが大きく変化するなかで、質の高い住宅都市としての復興を模索してきました。平成23年に策定した「第4次芦屋市総合計画」においては、本市が目指すべき将来像として「自然とみどりの中で絆を育み、“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち」を掲げています。六甲山と芦屋川に代表される豊かな自然の中で育まれてきた住宅都市の風景を、芦屋の文化として継承しつつ、新しい暮らし、新しい景観に繋げていくことが求められています。

### 3. これまでの景観に関する取り組み：質の高い住宅都市景観をめざして

景観への取り組みは、平成8年6月に定めた「芦屋市都市景観条例」（同年10月施行）に始まります。この条例では、緑豊かな美しいまちづくりの実現をめざして、市、市民、事業者の責務を明らかにするとともに、景観まちづくりのための様々なルールや支援の仕組みを設けてきました。特に規模の大きい建築物を計画する際に、計画の届出に基づく事前協議と景観アドバイザー会議への付議を義務づけるなど、景観への影響が大きい計画に対して、具体的な指導を個別に行ってきました。

平成8年11月には「芦屋市景観形成基本計画」を策定し、景観形成における基本理念と施策方針を示しました。現在の基本計画では「まもる」「つくる」「そだてる」をキーワードに、本市が目指すべき都市景観形成の目標を設定しています。

計画には、六甲山や芦屋川に代表される豊かな自然景観、歴史や文化を背景とした古くからの景観を守るとともに、緑豊かな良好な住環境を創出するよう、市民一人ひとりが景観まちづくりの主役であるという意識をもって、より良い景観を育むことの重要性を提示しています。

平成12年には、既存の「芦屋市宅地開発等指導要綱」と「芦屋市住みよいまちづくりに関する指導要綱」を「芦屋市住みよいまちづくり条例」として一本化し、大規模な

計画への指導助言を行うことにより質の高い住環境を創出し、それが芦屋の豊かな景観の基本になっています。こうした取り組みをより充実させていくために、平成21年7月、市域全域を景観法に基づく景観地区として「芦屋景観地区」に指定しました。

これにより、市内どこでも建築物や工作物の新築、増築、外観の変更等を行うときには、事前に認定申請が必要となりました。市域全域を景観地区に指定している自治体は全国でも本市だけです。市域の一部だけでなく全域において、今ある良好な景観を保全すること、また新たに良好な景観を創出することが求められると考えています。

さらに、平成24年4月には芦屋川沿いの区域を「芦屋川特別景観地区」として定め、高さ制限や壁面後退などの基準を設けることにより、市民にとって特別な存在である芦屋川とその周辺の景観を守り、より一層向上させていくよう努めています。

平成26年4月に、本市は景観法に基づく景観行政団体となり、景観計画の策定により、芦屋らしい景観まちづくりを法的に位置づけ、様々な景観施策を総合的に展開できるようになりました。

これまでも、芦屋市住みよいまちづくり条例などの独自条例や、緑の基本計画や緑の保全地区の指定などの緑化に関する取り組み、都市計画法による地区計画などを活用することにより、景観まちづくりを進めてきました。景観計画の策定及び施行においては、こうしたまちづくりに関連する制度や他の行政計画との連携を図り、市、市民、事業者が主体的に取り組むことにより、魅力的な都市景観の形成を目指します。

## 芦屋市における景観行政のあゆみ



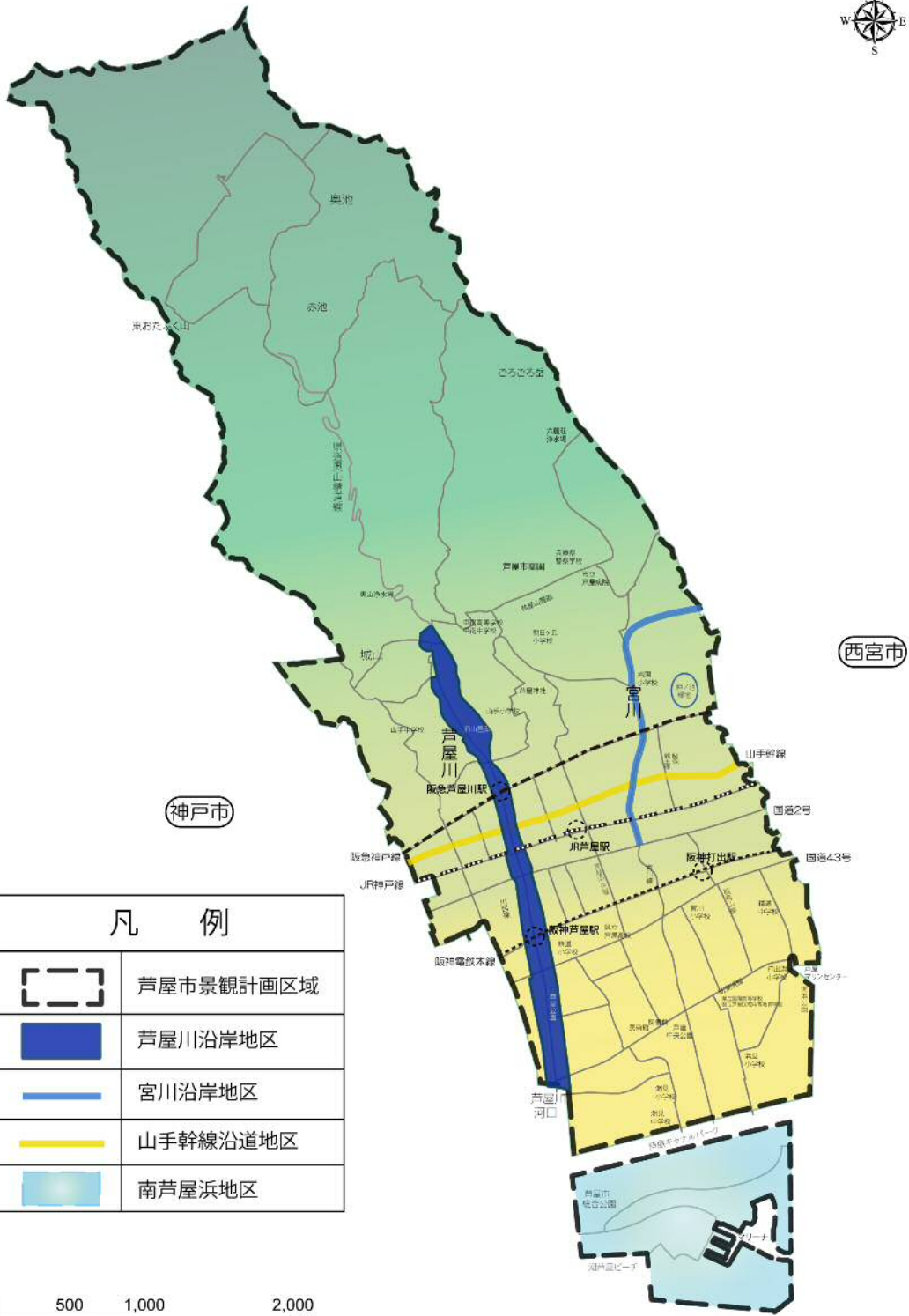
#### 4. 景観計画区域：市域の総合的な景観形成に取り組む

本市では、平成8年より芦屋市都市景観条例を策定し、良好な景観の形成に努めてきました。また平成21年7月からは、市域全域に景観法に基づく景観地区を指定し、認定制度により、周辺の町並みに調和した建築物及び工作物の誘導を行っています。これらの施策をよりいっそう進めていくためには、芦屋の景観特性についての理解を深め、芦屋らしい住宅地景観の目標を示し、景観形成のための基準を読み解き、それぞれの地域特性に応じた景観の保全と向上を図る必要があります。






景観形成の目標と景観特性に応じた景観形成の方針や考え方を位置づけるために、市域全域を景観計画の計画区域に指定します。

計画区域のなかでも、芦屋川、宮川、山手幹線などの主要な景観軸周辺及び現在開発中である南芦屋浜地区については、積極的及び優先的に景観形成を図るべき地区として位置づけ、景観計画重点地区に指定します。

| 景観計画重点地区 |         |                                 |
|----------|---------|---------------------------------|
| 名称       | 主要な景観要素 | 指定の範囲                           |
| 芦屋川沿岸地区  | 芦屋川     | 芦屋川特別景観地区の範囲                    |
| 宮川沿岸地区   | 宮川      | 宮川及び宮川けやき通りの区域界から20mの範囲（国道2号以北） |
| 山手幹線沿道地区 | 山手幹線    | 山手幹線の道路区域界から20mの範囲              |
| 南芦屋浜地区   | 大阪湾     | 陽光町，海洋町，南浜町，涼風町                 |



### 凡 例

|   |           |
|---|-----------|
|  | 芦屋市景観計画区域 |
|  | 芦屋川沿岸地区   |
|  | 宮川沿岸地区    |
|  | 山手幹線沿道地区  |
|  | 南芦屋浜地区    |

0 500 1,000 2,000  
m